

規制・制度改革に関する分科会（第6回）終了後記者会見録

（平成23年1月26日（水）16:44～16:59 於）永田町合同庁舎第1共用会議室）

○小田審議官 お待たせいたしました。それでは、分科会後の記者会見を開催いたします。最初にお手元の資料の確認をさせていただきますが、資料1が「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ（案）」。

資料2-1「規制・制度改革に関する分科会第二次報告書構成案」。

資料2-2「第二次報告書の取りまとめにあたって（案）」。

資料3「既定事項の各府省フォローアップヒアリングについて」。

資料4-1～資料4-3で「規制仕分け」の実施、ワーキンググループの設置、今後の「規制仕分け」の進め方というものがあります。

最後の資料5に「今後のスケジュールについて（案）」が付いてございます。

もし足らなければ誰か事務局の方にお伝えください。

参考資料として、各分野における規制・制度改革検討シートがございますが、すべて合わせますと1,000ページを超える膨大なものですので、個別分野ごとに用意をさせていただきます。必要な場合には後で事務局までお申し出ください。

それでは、先ほど行われました第6回「規制・制度改革に関する分科会」に関して、分科会長代理でございます園田大臣政務官より御報告をさせていただきます。なお、園田政務官は時間の制約がございますので、5時前にはここを退室させていただきます。よろしくお願いいたします。

○園田分科会長代理 本日、第6回の規制・制度改革に関する分科会が行われまして、まず規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめが了承をされたところでございます。これについては、第2クールにおきましては現状の課題や問題点といったものの基本認識であるとか、あるいは改革の方向性をしっかりと委員の皆さん方に御審議をいただきまして、これらを分科会としての基本的、かつ、重要なポジションという位置づけに明確にさせていただいた上で、今後各論に関する審議を行っていきたいということでございます。

中間とりまとめの段階におきましては、各項目の規制・制度改革の概要には、それぞれ案というものが括弧をして付いておりますけれども、今後、各府省の協議であるとか、あるいは行政刷新会議で確認をされておりますが、規制仕分けを3月上旬に行うということで決定をされているわけでございますけれども、その規制仕分けを経まして、正式に第二次報告書として行政刷新会議に報告をさせていただく予定になっております。また、今年度末を目途に、閣議決定まで持ってまいりたいと考えているところでございます。

閣議決定の対象につきましては、個別の規制・制度改革事項をベースといたしておるところでございますけれども、各府省との調整が可能であれば、分科会の基本的考えである基本認識であるとか、あるいは改革の方向性といったことについての内容や考え方も踏まえた文章を、盛り込んでまいりたいと考えております。

規制仕分けについてでございますが、今日、分科会の皆さん方にも御報告をさせていただきまして、3月上旬に実施するということと、規制仕分けは現存する規制の現状や考え方を公開の場で明らかにしつつ、規制改革の方向性を国民に明確に示していきたい。そして、その実現の推進力となる国民的議論を深めることが目的になってまいります。

なお、規制仕分けの対象項目につきましては、当分科会の第2クールで議論している項目だけではなくて、第1クールでの項目などから対象として選定をしてみたいと考えているところでございます。対象項目であるとか評価者などについては、政務三役一体となって、あるいは今、党の方でも議論をしていただいているわけでございますけれども、この分科会も含めて相談をさせていただいて、選定をした上で次回の行政刷新会議に報告をしていきたいと考えております。

今日は皆さんのお手元に資料2-2「第二次報告書の取りまとめにあたって（案）」があらうかと存じます。これも今日、委員の先生方にお話をさせていただきまして、先ほど申し上げましたように、第二次報告書は最終的には閣議決定までいくわけでございますけれども、その過程の中で報告書の取りまとめにあたってということで、言わば前文のようなものを今、考えております。これについて今日、委員の先生方からいろいろ御議論をいただいたところでございまして、言わば各府省の今までの総論は賛成だけれども、各論は反対で、議論に入っていくとなかなか進んでいかないといった体質なども是非打ち破るべきではないか。したがって、改革を推進するために、実現するためにはということで1つ項目を追加して、是非書き込んでほしいという御意見をいただいていたとか、あるいは政治主導を更に明確にしていきたいということも、御意見として頂戴していたところでございます。

やはりこの場での議論の過程の中では、委員の皆さん方の中で問題意識を是非共有していきたい、あるいは将来のビジョンというものを改革の方向性という形でお示しをしていくという流れの中で、委員間だけではなくて各府省の言わば官僚の皆さん方であるとか、規制をつくっていく際には規制の主体者というか、そういった国民の皆さん方にとってもいろいろ賛成や反対という意見があらうかと思っておりますけれども、是非そういう方向性を問題意識として共有をしていきたいというのが、委員の皆さん方からの強い御意見として、取りまとめの中にも少しございますけれども、出てきたということでございます。

継続的に今後も規制・制度改革というのは、第1クールでは60項目ほどでありましたけれども、今回は250項目。これからも継続して規制・制度改革の議論を更に深めていく、ないしは継続して行っていく必要があるという御意見も頂いたところでございます。また、実体面もきちんと現状を踏まえてこれからも議論を進めてみたいという御意見も、取りまとめにあたってというところの御意見としては出てきたところでございます。

そういったことも含めて、これは今日御提示したばかりでございますので、今後また少しブラッシュアップもしながら、言わば前文的なものも併せて作成していきたいと考えております。

私どもからは以上でございます。

○小田審議官 それでは、質疑に入りますが、手を挙げていただきますでしょうか。お願いします。

○記者

今回示された 250 項目の中で、政府が参加を現在検討している T P P に参入する上で、改革が必要だとみられる項目というのは、どの辺が該当するのかというのを具体的に教えていただければと思います。

○船矢参事官 参事官の船矢と申します。

今回の第 2 クールでの 250 項目の中で T P P と申しますか、正確に言うと現時点で一番進んでおりますのは、日・E U E P A の交渉開始に向けた取組ということで、E U 側の関心項目として、この第 2 クールの中では 3 項目ございます。また、第 1 クール弾であったんですが、それをフォローアップするという意味で更に 1 項目ありまして、計 4 項目でございます。

具体的に何かと言いますと、例えば資料 1 「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ（案）」の目次に即して言いますと、まず「3. 農林・地域活性化WG」の㊸酒類の卸売業免許の要件緩和、「4-5. 住宅・土地分野」の(2)㊹自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和、「4-6. その他分野」の食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化、この 3 つが第 2 クール項目でございまして、これ以外に第 1 クール関係では医薬品・医療機器の審査期間の短縮化という、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの更なる解消という項目がございましたけれども、これは厚労省の取組として、今年度中に講じる措置というものを閣議決定の中で約束されておりますので、具体的にそれがどういうものになるかということをお私どもでフォローアップする。計 4 項目でございます。

○小田審議官 どうぞ。

○記者 3 月上旬の「規制仕分け」で対象となる項目というのは、大体どのぐらいになるかということはいずれから決められると思うんですけども、こういった形でお考えなんですか。具体的にはこれから決められると思うんですが。

○園田分科会長代理 まさしく対象項目については政務も含めて今、事務局の方で検討をしております。今日、第 2 クールのとりまとめという形で挙げさせていただいた 250 項目のみではなくて、もう少し幅広いところからも必要があれば選定をしていきたいと考えているところでございます。第 1 クールで取り上げていたもの、その中でも継続的な案件になっているものであるとか、あるいはそれ以外のところも今回追加をいたしておりますけれども、今日は先ほど船矢参事官からもお話がありましたが、E P A との関係の中で追加した項目もありましたけれども、それ以外のところでもこれは必要だ、取り上げるに値すると判断された場合は、項目として入ってくる可能性もあるということでございます。現段階では何項目こういったところからということ、完全に絞り込まれているわけではないということでございます。

○小田審議官　それでは、園田政務官は所用のため退室をいたしますので、記者会見はここまでとさせていただきます。